

社会福祉法人健康村評議員及び役員の報酬等に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人健康村（以下「法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、評議員及び役員（以下「役員等」という。）の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）の支給基準及び支給額に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）評議員 定款第5条の規定に基づき置かれる者をいう。
- （2）役員 定款第16条第1項の規定に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- （3）常勤の理事 理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- （4）非常勤の理事 理事のうち前号に掲げる以外の者をいう。
- （5）報酬等 社会福祉法第45条の35第1項に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- （6）費用 職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の額の算定方法及び支給）

第3条 役員等に対して職務執行の対価として、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、支給する。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている常勤の理事に対しては、報酬等は支給しない。

- 2 評議員に対して、定款第8条に定める金額の範囲内で、別表第1の報酬を支給する。
- 3 理事長に対する報酬については、別表第2の報酬を支給する。また、退職慰労金については別表第3に定める額とする。
- 4 非常勤の理事又は監事に対して、別表第4に定める総額を超えない範囲で、別表第5に定める報酬等を支給する。
- 5 前2項から第4項に掲げる報酬額には、所得税及び復興特別所得税を含むものとする。

（報酬等の額の算定方法）

第4条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- （1）報酬 毎月月末（ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、《社会福祉法人健康村職員給与規程》に準じて支給）
- （2）賞与 社会福祉法人健康村職員給与規程に準じて支給
- （3）退職慰労金 任期の満了時、辞任又は死亡により退任した後3か月以内とする。
- 2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあった都度、支給する。
- 3 報酬等は、現金により本人に（死亡により退任した者の退職慰労金にあつては、その遺族に）支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

(費用弁償)

第5条 法人は、役員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求があった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

2 役員等が出張する場合は、法人が別に定める法人の旅費規程に基づき当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第6条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第7条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が理事会の決議を得て、別に定めるものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成29年6月9日から施行する。

(評議員及び役員の報酬並びに費用弁償に関する規程の廃止)

2 社会福祉法人健康村役員(理事・評議員・監事)の報酬等に関する規程(平成27年3月19日施行)は、廃止する。

附 則

この規程の一部改正は、令和元年7月1日から施行する。なお、第3条第3項に規定する退職慰労金については、同日以後の在任月数により算定するものとする。

附 則

この規程の一部改正は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

この規程の一部改正は、令和6年7月1日から施行する。

別表第1(第3条第2項関係)

用 務	報酬の額	支給方法・支給形態
・評議員会出席 ・その他法人・施設の業務従事	10,000 円/日・人	出席等の都度、現金支給又は本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振込にて支給する。

別表第2(第3条第3項関係)

区 分	月次報酬の額	賞与の額	左の支給時期・支給方法
理事長	1,000,000 円 (以内)	月次報酬の額の 4.00 月分を超えない範囲で支給することができる。	職員給与に準ずる

別表第3(第3条第3項関係)

退職慰労金の算定式	左の支給時期・支給方法
100,000 円×在任月数	任期の満了時、辞任及び死亡により退任した後3か月以内とする

※ 上記在任については1月単位とする。ただし、1月未満は1月に切り上げる。

この算定式に基づく金額の範囲内で支給する。

※ ただし再任の場合は不支給とし、最終退任時に通算して支給する。

別表第4(第3条第4項関係)

役 員	報酬総額(年間)
理 事	760,000 円
監 事	240,000 円

別表第5(第3条第4項関係)

用 務	報酬の額	支給方法・支給形態
・評議員会出席 ・理事会出席 ・監事監査 ・指導監査出席 ・行政等主催説明会、研修会等出席 ・その他法人・施設の業務従事	10,000 円/日・人	出席等の都度、現金支給又は本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振込にて支給する。